

成 監 第 2 0 4 号

令和 2 年12月25日

成田市長 小 泉 一 成 様

成田市監査委員 佐々木 宏 之

成田市監査委員 岩 下 豊 久

成田市監査委員 油 田 清

定期監査（工事監査）の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を提出します。

成 監 第 2 0 4 号
令和 2 年12月25日

成田市議会議長 秋 山 忍 様

成田市監査委員 佐々木 宏 之
成田市監査委員 岩 下 豊 久
成田市監査委員 油 田 清

定期監査（工事監査）の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を提出します。

令和 2 年 度
定 期 監 査 報 告 書
(工 事 監 査)

成 田 市 監 査 委 員

工事監査結果報告

第 1 監査の概要

1 監査の対象

工 事 名	大栄地区小中一体型校舎新築工事（建築工事）
請負金額	4, 0 2 2, 8 3 5, 3 0 0 円（消費税含む）
担 当 課	教育部 学校施設課
目的及び 効 果	本事業は、大栄地区における児童数の減少傾向により一部の学校が過小規模になると見込まれていることから、小学校 5 校を統合するとともに中学校との一体型校舎を建設することにより、学校規模の適正化を図るものである。

2 監査の期日

令和 2 年 1 1 月 1 1 日（水）

3 監査の方法

監査の対象とした工事について、設計、施工等が適正に行われているかどうかを主眼として、技術面の調査を公益社団法人大阪技術振興協会に委託し監査を実施した。

監査に当たっては、関係職員、設計業者及び施工業者の出席を求め、質疑応答、関係書類の調査及び工事現場の実地調査を行った。

第 2 監査の結果

監査の対象とした工事に係る計画、設計、施工及び工事監理等について、おおむね適正に執行されていると認められた。

一方、監査時点において、新型コロナウイルス感染症の影響により既に 2 1 日間の作業休止期間が発生していることから、今後の工程及びコスト等について早期に事業者と協議を行い、精算増減に係る契約事務も含め当該事業全般の適正な執行に努められたい。

なお、参考とした技術調査報告書は別紙のとおりである。